

寄附金税額控除の計算方法（令和3年度以降）

次のような所得及び控除を有するAさんが、地方公共団体に対する寄附（ふるさと納税）を100,000円行った場合を例として、寄附金税額控除の計算方法を説明します。

- 給与収入金額……………5,000,000円（給与所得金額3,560,000円）
- 社会保険料控除額……………700,000円
- 生命保険料控除額……………35,000円
- 扶養控除額……………330,000円（その他扶養1名）
- 基礎控除……………430,000円

■【STEP1】調整控除後所得割額（端数処理前）の計算

Aさんは給与所得しか有しないので、総所得金額は3,560,000円となります。

また、所得控除額は

$$\begin{array}{ccccccc} 700,000 & + & 35,000 & + & 330,000 & + & 430,000 & = & 1,495,000 \\ \text{(社会保険料控除)} & & \text{(生命保険料控除)} & & \text{(扶養控除)} & & \text{(基礎控除)} & & \text{(所得控除合計)} \end{array}$$

なので、課税総所得金額は

$$\begin{array}{ccccc} 3,560,000 & - & 1,495,000 & = & 2,065,000 \\ \text{(総所得金額)} & & \text{(所得控除合計)} & & \text{(課税総所得金額)} \end{array}$$

よって、税額控除前の所得割額は

$$\begin{array}{l} \text{(市民税)} 2,065,000 \times 8\% = 165,200 \\ \text{(県民税)} 2,065,000 \times 2.025\% = 41,816.25 \end{array}$$

また、人的控除（今回は扶養控除及び基礎控除）の所得税控除額と市・県民税控除額との差額は

	所得税控除額	市・県民税控除額	差額
扶養控除（その他）	380,000	330,000	50,000
基礎控除	480,000	430,000	50,000

であり、Aさんの課税総所得金額は200万円を超えることから、調整控除額は

$$\begin{array}{l} \text{(市民税)} 50,000 \times 4\% = 2,000 \\ \text{(県民税)} 50,000 \times 1\% = 500 \end{array}$$

したがって、調整控除後所得割額（端数処理前）は

$$\begin{array}{l} \text{(市民税)} 165,200 - 2,000 = \mathbf{163,200} \cdots \textcircled{1} \\ \text{(県民税)} 41,816.25 - 500 = \mathbf{41,316.25} \cdots \textcircled{2} \end{array}$$

■ [STEP2] 基本控除額の計算

寄附金税額控除の対象となる寄附金の額は、総所得金額等の30%が上限となりますので、Aさんの場合は

$$\begin{array}{l} 3,560,000 \times 30\% = 1,068,000 \\ \text{(総所得金額)} \end{array}$$

が上限となります。今回の事例は寄附金額が100,000円なので上限額を下回っています。よって、今後の計算では寄附金の合計額100,000円として計算を行います。(なお、寄附金額が総所得金額等の30%を超える場合は、総所得金額等の30%の金額を寄附金の合計額として計算を行います。)

さて、寄附金税額控除のうち基本控除額は

$$\text{市民税控除相当額} = (\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 8\%$$

$$\text{県民税控除相当額} = (\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 2\%$$

という計算式で求めますので、ここにAさんの寄附金額を当てはめると

$$\text{(市民税)} (100,000 - 2,000) \times 8\% = \mathbf{7,840 \cdots \textcircled{3}}$$

$$\text{(県民税)} (100,000 - 2,000) \times 2\% = \mathbf{1,960 \cdots \textcircled{4}}$$

よって、寄附金税額控除のうち基本控除部分は、市民税分が 7,840 円、県民税分が 1,960 円、合わせて 9,800 円となります。

■ [STEP3] 特例控除額の計算(地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)がある場合のみ)

寄附金税額控除のうち特例控除額は

$$\text{控除額} = (\text{地方公共団体等への寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \{90\% - (\text{次の表に定める割合} \times 1.021)\}$$

課税総所得金額－人的控除差額	割合
1,950,000 円以下	5%
1,950,000 円を超え 3,300,000 円以下	10%
3,300,000 円を超え 6,950,000 円以下	20%
6,950,000 円を超え 9,000,000 円以下	23%
9,000,000 円を超え 18,000,000 円以下	33%
18,000,000 円を超え 40,000,000 円以下	40%
40,000,000 円超	45%

$$\text{市民税控除相当額} = \text{控除額} \times 4/5$$

$$\text{県民税控除相当額} = \text{控除額} \times 1/5$$

という計算式で求めます。

まず、上記の「次の表に定める割合」を求めるため、Aさんの課税総所得金額から人的控除差額を引いた値を計算します。

$$\begin{array}{rcl} 2,065,000 & - & 100,000 = 1,965,000 \\ \text{(課税総所得金額)} & & \text{(人的控除差額)} \end{array}$$

よって、「次の表に定める割合」は **10%** になります。
次に、実際のAさんの寄附金額をあてはめて計算すると

$$(100,000 - 2,000) \times \{90\% - (10\% \times 1.021)\} = 98,000 \times 79.79\% = 78,194.2$$

$$\text{(市民税)} 78,194.2 \times 4/5 = 62,555.36 \cdots \textcircled{5}$$

$$\text{(県民税)} 78,194.2 \times 1/5 = 15,638.84 \cdots \textcircled{6}$$

ただし、特例控除額は調整控除後所得割額（端数処理前）の2割が限度なので、限度額は

$$\text{(市民税)} 163,200 \textcircled{1} \times 20\% = \mathbf{32,640 \cdots \textcircled{7}}$$

$$\text{(県民税)} 41,316.25 \textcircled{2} \times 20\% = \mathbf{8,263.25 \cdots \textcircled{8}}$$

したがって、⑤、⑥ともに限度額を超過しているため、寄附金税額控除額のうち特例控除額は限度額（⑦及び⑧）となります。

■ [STEP4] 寄附金税額控除額の算出

これまでに計算してきた「基本控除額」（③、④）と「特例控除額」（⑦、⑧）（地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）がある場合のみ）を合算した金額が寄附金税額控除となります。

$$\text{(市民税)} 7,840 \textcircled{3} + 32,640 \textcircled{7} = 40,480$$

$$\text{(県民税)} 1,960 \textcircled{4} + 8,263.25 \textcircled{8} = 10,223.25$$

1円未満の端数は切り上げるので、寄附金税額控除額は市民税分が **40,480円**、県民税分が **10,224円**、合わせて **50,704円** となります。

■ [STEP5] 申告特例控除額の計算（ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合のみ）

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合は、これまでに計算した「基本控除額」「特例控除額」に加えて「申告特例控除額」が上乗せされます。

申告特例控除額は、[STEP3] で計算した特例控除額（端数処理前）に次の表の割合をかけて計算します。

課税総所得金額－人的控除差額	割合
1,950,000 円以下	84.895 分の 5.105
1,950,000 円を超え 3,300,000 円以下	79.79 分の 10.21
3,300,000 円を超え 6,950,000 円以下	69.58 分の 20.42
6,950,000 円を超え 9,000,000 円以下	66.517 分の 23.483
9,000,000 円超	56.307 分の 33.693

Aさんの実際の金額をあてはめて計算すると、[STEP3] で計算したとおり課税総所得金額から人的控除差額を引くと 1,965,000 円となるため、申告特例控除額は

(市民税) $32,640 \text{ (⑦)} \times 10.21 / 79.79 = 4,176.643689 \dots$
(県民税) $8,263.25 \text{ (⑧)} \times 10.21 / 79.79 = 1,057.372885 \dots$

1 円未満の端数は切り上げるので、申告特例控除額は市民税分が **4,177 円**、県民税分が **1,058 円**、合わせて **5,235 円**となります。

よって、Aさんにふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合の寄附金税額控除額は、市民税分が **44,657 円**、県民税分が **11,282 円**、合わせて **55,939 円**となります。

	基本控除額		特例控除額		申告特例控除額		合計
	市	県	市	県	市	県	
ワンストップ特例 適用なし	7,840	1,960	32,640	8,264	—	—	50,704
ワンストップ特例 適用あり					4,177	1,058	55,939